

○国立大学法人筑波大学における独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する法人細則

〔平成29年11月30日〕
〔法人細則第18号〕
改正 令和元年法人細則第2号

国立大学法人筑波大学における独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する法人細則

(趣旨)

第1条 この法人細則は、国立大学法人筑波大学個人情報保護管理規則（平成17年法人規則第6号。以下「個人情報保護管理規則」という。）第40条の2の規定に基づき、国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）における独立行政法人等非識別加工情報（以下「非識別加工情報」という。）の提供に係る取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この法人細則における用語の意義は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）、法第4章の2の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則（平成29年個人情報保護委員会規則第2号。以下「非識別加工情報規則」という。）及び個人情報保護管理規則の定めるところによる。

(作成及び提供等)

第3条 法人は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために非識別加工情報及び削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

(提案の募集)

第4条 法人は、非識別加工情報規則で定めるところにより、定期的に、法第44条の5第1項の提案の募集をする個人情報ファイルについて、次条の提案を募集するものとする。

(事業に関する提案)

第5条 前条の規定による募集に応じて、非識別加工情報をその事業の用に供する独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者になろうとする者は、法人に対し、別記様式第1号及び別記様式第2号を提出することにより、当該事業に関する提案をすることができる。

(提案の審査等)

第6条 法人は、前条の提案があったときは、当該提案が法第44条の7第1項各号の基準（以下「基準」という。）に適合するかどうかを審査する。

2 法人は、前項の規定により基準に適合する旨の決定を行ったときは、別記様式第3号に、別記様式第4号の契約の締結の申込みに係る書類を添えて、当該提案をした者にその結果等を通

知するものとする。

- 3 法人は、第1項の規定により基準に適合しない旨の決定を行ったときは、別記様式第5号により、当該提案をした者にその結果等を通知するものとする。

(意見書提出の機会の付与等)

第7条 法人は、法第44条の8に基づき当該第三者に意見の提出の機会を与える場合は、別記様式第6号により通知し、別記様式第7号により意見を聴取するものとする。

(契約の締結)

第8条 第6条第2項の通知を受けた者は、法第44条の9の規定により、法人との間で非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

(非識別加工情報の作成)

第9条 非識別加工情報を作成するときは、法第44条の10に基づき当該保有個人情報を加工しなければならない。

- 2 前項の規定は、法人から非識別加工情報の作成の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(個人情報ファイル簿への記載)

第10条 非識別加工情報を作成したときは、法第44条の11の規定により、当該非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿に記載しなければならない。

(手数料)

第11条 非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額を納めなければならない。

- (1) 第7条の規定により意見書の提出の機会を与える第三者1人につき210円(当該機会を与える場合に限る。)
 - (2) 非識別加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
 - (3) 非識別加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)
- 2 作成された非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者が納付しなければならない手数料の額は、前項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額とする。
- 3 非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者がその用に供する事業を変更する場合にあっては、12,600円を納付しなければならない。

(契約の解除)

第12条 法人は、第8条の契約を締結した者が法第44条の14各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

(安全確保の措置)

第13条 法人は、法第44条の15の規定により、非識別加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、法人から非識別加工情報の作成の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(従事者の義務)

第14条 非識別加工情報等の取扱いに従事する法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、その業務に関して知り得た非識別加工情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(準用)

第15条 この法人細則の規定は、作成された非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をする場合及び非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者がその用に供する事業を変更する場合について準用する。

(雑則)

第16条 この法人細則に定めるもののほか、非識別加工情報の提供に係る取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人細則は、平成29年12月1日から施行する。

附 則 (令元. 9. 12法人細則2号)

この法人細則は、令和元年9月12日から施行する。

別記様式第1-1号（第5条関係）

独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

国立大学法人筑波大学 御中

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所

（ふりがな）

氏 名

印

連絡先電話番号

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の5第1項の規定により、以下のとおり独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をします。

1. 個人情報ファイルの名称
2. 独立行政法人等非識別加工情報の本人の数
3. 加工の方法を特定するに足りる事項
4. 独立行政法人等非識別加工情報の利用
 - (1) 利用の目的
 - (2) 利用の方法
 - (3) 利用に供する事業の内容
 - (4) 上記(3)の事業の用に供しようとする期間
5. 漏えいの防止等、独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置
6. 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法
 - (1) 提供媒体 CD-R DVD-R
 - (2) 提供方法 窓口受領 郵送

記載要領

(注1) 1. には、国立大学法人筑波大学のホームページにおいて公表されている個人情報ファイル簿（提案募集の対象となるものに限る。）の「個人情報ファイル名」を記載する。

(注2) 2. には、提案をする者が提供を求める独立行政法人等非識別加工情報に含まれる本人の数（下限は千人）を記載すること。

(注3) 3. には、国立大学法人筑波大学において具体的かつ明確に加工の方法を特定できる情報を記載すること。例えば、記録項目が「住所」であれば、「都道府県名のみで市町村名は不要」など、情報の項目やその程度を記載すること。

なお、提案のあった個人情報ファイルを構成する保有個人情報に、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号以外の不開示情報が含まれる場合、当該不開示情報に該当する部分は加工対象から除かれることに注意すること。

(注4) 4. には、(1)から(4)までの事項を具体的に記載すること。また、(4)には、事業の目的、内容並びに独立行政法人等非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。

なお、添付書類は以下のとおりとする。

① 独立行政法人等非識別加工情報をその用に供する事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に質することを明らかにする書面

② 提案をする者の本人確認書類（個人である場合、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード等の写し。法人その他の団体である場合、登記事項証明書や印鑑登録証明書等（提案の日前6か月以内に作成されたものに限る。））

③ その他国立大学法人筑波大学長が必要と認める書類

④ 委任状（代理人による提案をする場合に限る。）

(注5) 5. には、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（独立行政法人等非識別加工情報編）」を踏まえて記載すること。（例えば、取り扱う者の権限及び責任の明確化、情報へのアクセス制限、盗難及び漏洩の防止等について具体的に記載。）

(注6) 6. には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること。

(注7) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第1－2号（第5条関係）

独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書
（作成された独立行政法人等非識別加工情報に関する提案の場合）

年 月 日

国立大学法人筑波大学 御中

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所

（ふりがな）

氏 名

印

連絡先電話番号

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の12第1項の規定により、以下のとおり作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う（事業/事業の変更）に関する提案をします。

1. 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を特定するに足りる事項
2. 独立行政法人等非識別加工情報の利用
 - (1) 利用の目的
 - (2) 利用の方法
 - (3) 利用に供する事業の内容
 - (4) 上記(3)の事業の用に供しようとする期間
3. 漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置
4. 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法
 - (1) 提供媒体 CD-R DVD-R
 - (2) 提供方法 窓口受領 郵送

記載要領

- (注1) 「事業/事業の変更」には、該当するのチェックボックスに「レ」マークを入れること。
- (注2) 1. には、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の11の規定により個人情報ファイル簿に記載された独立行政法人等非識別加工情報の概要を記載すること。
- (注3) 2. には、(1)から(4)までの事項を具体的に記載すること。また、(4)には、事業の目的、内容並びに独立行政法人等非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
- (注4) 3. には、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（独立行政法人等非識別加工情報編）」を踏まえて記載すること。（例えば、取り扱う者の権限及び責任の明確化、情報へのアクセス制限、盗難及び漏洩の防止等について具体的に記載。）
- なお、添付書類は以下のとおりとする。
- ① 独立行政法人等非識別加工情報をその用に供する事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に質することを明らかにする書面
 - ② 提案をする者の本人確認書類（個人である場合、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード等の写し。法人その他の団体である場合、登記事項証明書や印鑑登録証明書等（提案の日前6か月以内に作成されたものに限る。））
 - ③ その他国立大学法人筑波大学長が必要と認める書類
 - ④ 委任状（代理人による提案をする場合に限る。）
- (注5) 4. には、該当するのチェックボックスに「レ」マークを入れること。（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の12第1項前段の提案をする場合に限る。）
- (注6) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第2号（第5条関係）

誓 約 書

年 月 日

国立大学法人筑波大学 御中

（ふりがな）

氏 名

印

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（ 第44条の5 / 第44条の12）の規定により提案する者（及びその役員）が、同法第44条の6各号に該当しないことを誓約します。

記載要領

- （注1） 1. 「 第44条の5 / 第44条の12」には、該当するのチェックボックスに「レ」マークを入れること。（第44条の5は新規で提案する場合をいい、第44条の12は既に作成されたものに対して提案する場合をいう。）
- （注2） 役員とは、取締役、執行役、業務執行役員、監査役、理事及び監事又はこれらに準ずるものをいう。
- （注3） 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

審 査 結 果 通 知 書

（提 案 者） 様

国立大学法人筑波大学

年 月 日付け「独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の7第1項各号に掲げる基準に適合すると認めるので、同条第2項の規定により、以下の事項を通知します。

1. 契約の締結

国立大学法人筑波大学長との間で独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記2. に従って手数料を納付の上、別記様式第4号の「独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込書」を、年 月 日（必着）までに提出してください。

2. 手数料

- (1) 納付すべき手数料の額
- (2) 手数料の納付方法
- (3) 手数料の納付期限

3. 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法

4. その他

審 査 結 果 通 知 書

（作成された独立行政法人等非識別加工情報に関する提案の場合）

（提 案 者） 様

国立大学法人筑波大学

年 月 日付け「作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して
行う事業に関する提案書」について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第
44条の12第2項で準用する第44条の7第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基
準に適合すると認めるので、同条第2項の規定により、以下の事項を通知します。

1. 契約の締結

国立大学法人筑波大学長との間で独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締
結することができます。

独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記2. に
従って手数料を納付の上、別記様式第4号の「独立行政法人等非識別加工情報の利用に関
する契約の締結の申込書」を、 年 月 日（必着）までに提出してください。

2. 手数料

- (1) 納付すべき手数料の額
- (2) 手数料の納付方法
- (3) 手数料の納付期限

3. 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法

4. その他

別記様式第4号（第6条第2項関係）

独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込書

年 月 日

国立大学法人筑波大学 御中

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所

（ふりがな）

氏 名

印

連絡先電話番号

年 月 日付け第 号の「審査結果通知書」を受領しましたので、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（ 第44条の9 / 第44条の12）の規定により、独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込みます。

記載要領

- （注1） 「 第44条の9 / 第44条の12」には、該当するのチェックボックスに「レ」マークを入れること。（第44条の9は新規で提案する場合をいい、第44条の12は既に作成されたものに対して提案する場合をいう。）
- （注2） 独立行政法人等非識別加工情報の利用に係る手数料は、別記様式第3号の「審査結果通知書」により通知した事項に従って納付すること。
- （注3） 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第5-1号（第6条第3項関係）

第 号
年 月 日

審 査 結 果 通 知 書

（提 案 者） 様

国立大学法人筑波大学

年 月 日付け「独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の7第1項第 号の基準に適合しないと認めるので、同条第3項の規定により通知します。

（提案が独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の7第1項各号に掲げる基準に適合しないと認める理由）

別記様式第5-2号（第6条第3項関係）

第 号
年 月 日

審 査 結 果 通 知 書

（作成された独立行政法人等非識別加工情報に関する提案の場合）

（提 案 者） 様

国立大学法人筑波大学

年 月 日付け「作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して
行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、独立行政法人等の保有する個人情報の
保護に関する法律第44条の12第2項で準用する第44条の7第1項第 号の基準に適合し
ないと認めるので、同条第3項の規定により通知します。

（提案が独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の12第2項で準用す
る第44条の7第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合しないと認める理由）

保有個人情報を非識別加工情報へ加工して提供することに関する意見照会

（第 三 者） 様

国立大学法人筑波大学

あなたに関する情報が記録されている以下の個人情報ファイルについて、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の5第1項の規定による独立行政法人等非識別加工情報に係る提案がありました。

当該提案は、審査の結果、同法第44条の7第1項に掲げる基準に適合していると認めるため、当該個人情報ファイルについて、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる個人情報を復元することができないように加工した独立行政法人等非識別加工情報として当該提案をした者に提供することとなります。

つきましては、同法第44条の8第1項で準用する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第14条第1項に基づき御意見を伺いますので、当該個人情報ファイルに含まれるあなたの個人情報を非識別加工して提供することについて御意見がある場合は、同封した別記様式第7号の「独立行政法人等非識別加工情報の提案に関する意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

反対の御意見をいただいた場合は、加工の対象となる個人情報ファイルから、あなたに関する情報を除外したうえで独立行政法人等非識別加工情報を作成し、当該提案をした者に提供することとなります。

なお、提出期限までに同意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

1. 提案のあった個人情報ファイルの名称
2. 提案がなされた日
3. 上記個人情報ファイルの記録項目
4. 作成を予定している独立行政法人等非識別加工情報の概要
5. 意見書の提出先
6. 意見書の提出期限

年 月 日

独立行政法人等非識別加工情報の提案に関する意見書

国立大学法人筑波大学 御中

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所

（ふりがな）

氏 名

印

連絡先電話番号

年 月 日付け「保有個人情報を非識別加工情報へ加工して提供することに関する意見照会」について、次のとおり意見を提出します。

1. 照会のあった個人情報ファイルの名称

2. 意見

(1) 自身に関する個人情報について、上記個人情報ファイルを非識別加工して提供することによる反対意見の有無

（該当する項目にチェック）

無 有（反対）

(2) その他

記載要領

（注1） 2. (2)には、必要に応じて、反対の理由等を記載すること（特に意見がなければ記載は不要）。

（注2） 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。